

インバウンド宿泊事業者実態調査業務 仕様書

1 業務の目的

宿泊旅行統計調査（観光庁）において、本県における外国人延べ宿泊者数の回復率（令和元年比）が全国的にも低位であることが課題となっている。

本調査は、県内宿泊施設に対してインバウンドの受入状況等のデータを取得・収集し、観光産業の側からその原因を分析することにより、今後の本県のインバウンドにおける観光施策の立案及び効果的なプロモーションの実施につなげることを目的に実施する。

2 契約期間

契約日から令和8年3月26日（木）まで

3 業務内容

市町・DMO・観光関連団体（観光協会・旅館組合等）へヒアリング、調整を実施したうえで、県内宿泊施設を対象に以下のデータを取得・収集及び分析を行うこと。

【関係団体との連携】

（1）関係団体との連携の実施

- ・すでに同様の調査を実施している市町・DMO・観光関連団体（観光協会・旅館組合等）もあることをふまえ、県内宿泊施設における有効なデータを効率的に取得・収集できるような手法を提案すること。また、市町・DMO・観光関連団体等との調整手法等についても記載すること。
- ・調査実施にあたっては宿泊施設から本事業への協力を得られるよう、データを提出することのメリットを示すとともに、例えば、依頼する際には直接宿泊施設へ伺うなど、調査票の回収率を上げるための工夫を盛り込むこと。

【データの取得・収集及び分析】

（1）対象施設

客室数30室以上の県内宿泊施設すべて（約200施設）

（2）調査・分析項目

①インバウンド受入状況の調査

- ・県内宿泊施設（客室数30室以上）の延べ宿泊者数等を、施設毎に月次で取得・収集及び分析すること。
- ・データ対象期間：令和7年1月1日～令和8年2月28日

【項目（必須）】

- ・国内客の延べ宿泊者数
- ・インバウンド客の国・地域別の延べ宿泊者数
- ・客室稼働率
- ・可能な限り前年及びコロナ前（令和元年）の同月についても収集すること。
- ・委託業務終了後も継続して調査可能となるような仕組みを構築すること。

②インバウンド受入環境の調査

- ・ 県内宿泊施設（客室数 30 室以上）のインバウンド受入環境の実態について以下のデータ項目をアンケート調査等の方法で年 1 回、取得・収集及び分析すること。なお、他に有効な項目がある場合は受託者において提案すること。

【項目（必須）】

- ・ インバウンド受入意向
- ・ 多言語対応が可能な人材の配置状況
- ・ 従業員全体の数、うち外国人従業員の数、及び施設が必要とする従業員の数
- ・ 多言語表記の状況、ベッドの設置（洋室化）状況、トイレの洋式化の状況
- ・ OTA への登録状況、受入意向
- ・ 文化・宗教対応状況（ベジタリアン・ヴィーガン・ムスリム・グルテンフリー、礼拝場所）
- ・ キャッシュレス決済対応の有無
- ・ 客室のシャワー設備の有無
- ・ Free Wi-Fi の提供状況 等

③共 通

- ・ ①及び②に記載のないデータについても、より事業の目的に資すると考えるものがあれば提案すること。
- ・ 本調査後は、課題を抽出のうえ、課題解決に向けた本県施策への助言をすること。
- ・ 対象施設からの回収率の目標は最低 60%とし、PDCA サイクルをまわしながら回収率アップに努めること。

（３）調査方法

- ・ WEBアンケート等を活用したデータ収集を想定しているが、県内宿泊施設の意向も踏まえ、県内宿泊施設に負担がかからない形での最適な調査方法を提案すること。
- ・ 調査の実施にあたっては、調査票の回収率を上げることが重要であるため、適切にリマインドを実施するなど回収率向上に資する方法を具体的に提案すること。
- ・ 既に自社保有するデータについては、積極的に有効活用することとする。

（４）データのビジュアライズ化業務

- ・ 「三重県観光統計データ」サイトでビジュアライズ化できるように BI ツール「Tableau」に対応したファイルを作成し、三重県に提供（本県は、Tableau Creator ライセンスを既に有している）すること。
- ・ なお、ビジュアライズ化の内容については、県と協議するものとする。

4 納品物

納入を求める成果物	形式	納入の期日
月次報告	電子データ 等	翌月末まで ※2 月分については 3 月 26 日(木)まで
完了報告書 (概要版も作成すること)	原則として A 4 版・両面印刷 (電子データ・紙 両方)	令和 8 年 3 月 26 日 (木)
その他実施内容の説明に 必要と思われる資料	原則として A 4 版・両面印刷 (電子データ・紙 両方)	上記、納入の期日に準 ずる

5 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(9) 受託者が(8)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(10) 障がい理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。